



スクラップヤード環境対策技術検討会 ヒアリング事項について

令和 8 年 9 月 2 日
千葉県

(↓千葉の海パッケージデザイン：「万祝」)



1. 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について

第1回検討会で示された保管・再生基準の検討事項について、現場の実情及び不適正な事業者を是正するため特に重要な措置について千葉県の考えを示す

① 囲いの設置

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 保管等の事業場所の範囲を明確化するとともに、みだりに立ち入ることを制限するため、囲いの設置を規定してはどうか。



- 千葉県として、囲いの設置に係る規定を設けることが必要と考える。
千葉県条例においては、保管物の飛散・流出の防止を目的として同様の規定としており、問題なく運用している。

【千葉県条例】

第9条第2号 特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

審査基準 第2 3 (1) 囲いの設置の基準

条例第9条第2号イの囲いは、次の基準を満たすものであること。

ア 囲いは、保管の場所の全周囲に設けられていること。

ただし、次に掲げる場合には、それぞれ必要な部分に囲いが設けられていれば、基準を満たすものと判断する。

イ 特定再生資源屋外保管事業場の全体が基準を満たす囲いによって囲まれている場合には、これを保管の場所の周囲に設けた囲いとする事で、保管の場所ごとに別の囲いを設ける必要はないこと。

ウ 保管の場所が切り立った崖に面する崖下に位置している場合など、地形その他の自然的条件によって特定再生資源屋外保管事業場から保管物が崩落するおそれがない立地であると認められる部分がある場合は、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はないこと。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

① 囲いの設置

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 保管する物品の荷重が直接囲いにかかるおそれがある構造である場合には、さらに飛散・流出防止の観点から、構造耐力上安全であることを求めているかどうか。



- 千葉県として、保管する物品の荷重が直接囲いにかかるおそれがある構造である場合には、構造耐力上安全であることを求めることが必要と考える。
千葉県条例でも同様の規定としており、問題なく運用している。

【千葉県条例】

第9条第2号 ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

審査基準 第2 3 (2) 囲いの構造耐力の基準

条例第9条第2号ロの「構造耐力上安全である」とは、次の基準を満たすものであること。

- ア 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、囲いが倒れ、又は壊れること等により、保管物が周辺に崩落しないように、風圧力、地震力等のほか、保管物の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであること。
- イ 書類及び図面によって、囲いの形状、構造、材質等を明らかにし、当該囲いが風圧力、地震力等及び保管物の荷重によって変形し、又は損壊するおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に変形又は損壊により保管物が周辺に崩落するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

① 囲いの設置

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

○ なお、多くの条例で有害使用済機器と同様の基準を定めている。



千葉県条例も有害使用済機器と同様の基準となっている。

【廃棄物処理法施行令】

(有害使用済機器の保管、処分等の基準)

第16条の3 法第17条の2第2項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

② 掲示板の設置

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 使用済金属・プラスチック物品の保管等の場所であることを周知するため、掲示板を見やすい場所に設置することを規定してはどうか。



- 千葉県として、掲示板の設置に係る規定を設けることが必要と考える。
千葉県条例でも同様の規定としており、問題なく運用している。

- 記載項目は、保管や再生する物品の情報や管理者の情報に加えて、許可番号等も項目として規定してはどうか。
- なお、多くの条例で有害使用済機器と同様の基準を定めている。



- 千葉県として、記載内容のうち管理者（条例では現場責任者）については特に重要であると考えており、千葉県条例の現場責任者と同等の定義としていただきたい。

千葉県条例では、事業を適正に管理し監督する必要や、立入検査等による指導及び苦情や事故等の緊急時に、行政指導等に適切に対応できる者が現地にいないと対応の遅れにつながるといった課題があることから、現場責任者の設置を義務付けているところである。

ほか、千葉県では、その他の記載事項として、保管物の最大高さや平面図などの記載を求めている。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

② 掲示板の設置

【千葉県条例】

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

(標識の掲示)

第14条 特定再生資源屋外保管業者は、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

施行規則

(標識の様式等)

第11条第1項 条例第十四条に規定する標識の様式は、特定再生資源屋外保管業に関する標識（別記第五号様式）とする。

第11条第2項 条例第十四条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- 四 特定再生資源屋外保管事業場の平面図
- 五 条例第八条第二項第四号に規定する区分
- 六 保管物を積み上げる高さのうち最高のもの
- 七 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の種類
- 八 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

② 掲示板の設置

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

【廃棄物処理法】

施行令第16条の3第1号イ(2)

環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

施行規則第13条の5

令第16条の3第1号イ(2)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨
- 二 保管する有害使用済機器の品目
- 三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

③ 保管高さ：容器なし①（飛散・流出防止/火災発生防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 屋外で保管する場合に、周辺環境への飛散・流出、火災を防ぐため、保管方法に関する規定を設けてはどうか。
- 特に、金属スクラップとプラスチックスクラップが混在し、電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合には、自らの荷重による自然発火のおそれがあるため、保管高さの上限、例えば最大5mとしてはどうか。



- 千葉県として保管の高さに係る規定を設けることが必要と考える。
千葉県条例では雑品スクラップ（金属スクラップとプラスチック類が混在したもの）についてのみ最大5mの高さ制限を設けているが、問題なく運用している。
県条例では雑品スクラップは一律5m以下とした。法の基準において「電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合」を明確に定義しない場合は、抜け道となる恐れがある。

- 例えば、金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみの単一素材の物品を保管する場合には保管高さの上限を設ける必要はないのではないか。



- 千葉県として金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみの単一素材の物品を保管する場合には保管高さの上限を設ける必要はないと考える。
千葉県条例においても同様の考え方で保管基準を設定している。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

③ 保管高さ：容器なし①（飛散・流出防止/火災発生防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

【千葉県条例】

第11条第2号 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

施行規則

（保管物の保管の高さ）

第6条第2項 保管物に係る前条第3項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合における条例第11条第2号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに直接負荷部分がない場合（第3号に掲げる場合を除く。） 前項第1号に規定する高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 前項第2号に規定する高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- 三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 前項第3号に規定する高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

④ 容器なし②（飛散・流出防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 屋外で保管する場合には、崩落や敷地外への流出を防ぐため、保管物の囲いへの接し方によって、適切な保管方法を示してはどうか。
 - 1 「堅牢な囲いに接しない場合」は、水平面に対して50%の勾配としてはどうか。
 - 2 「一方が堅牢な囲いに接する場合」は、堅牢な囲いに接する面について、壁の上辺から垂直に50cm下がった高さ、又は5m（電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合）のうち、低い方を保管の最大高さとしてはどうか。
 - 3 「三方が堅牢な囲いに接する場合」は、②に加えて、囲いに接していない面の境界線と敷地境界線までの水平距離の1/2 に相当する保管高さ以下とする場合は、勾配規定の適用を除外してはどうか。



- 千葉県として保管物の囲いへの接し方によって、適切な保管方法を示すことが必要と考える。
千葉県条例においても同様の考え方で保管基準を設定しており、特に問題なく運用している。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

④ 容器なし②（飛散・流出防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

【千葉県条例】

第11条第2号 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

施行規則

（保管物の保管の高さ）

第6条第1項 保管物に係る前条第三項に規定する特定再生資源の区分が金属スクラップ又はプラスチック類に該当する場合における条例第十一条第二号の規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

一 保管の場所の囲いに直接負荷部分（保管物の荷重が直接かかる構造である部分をいう。以下同じ。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 基準線（直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）をいう。以下同じ。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）

イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ若しくはロに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は特定再生資源屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のものの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑤ 保管高さ：容器あり（飛散・流出防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 容器を用いて屋外で保管する場合であっても、容器を用いずに保管する場合と同様に保管高さの上限、例えば最大5mとしてはどうか。



- 千葉県条例では、容器を用いて保管をする場合について特段の緩和規定はないため、容器を用いた方法でも容器を用いない方法でも保管の高さの基準に変わりはない。なお、保管高さの上限（5m）は雑品スクラップのみに適用となっており、金属スクラップ及びプラスチック類については容器の有無に関わらず保管高さの上限の設定はないが、特に問題なく運用している。

- 容器入りの物品や中身が詰まったフレコン、ダイス状に圧縮した金属など安定、直立して保管する場合には、勾配規定の適用を除外してはどうか。



- 千葉県として勾配規定の適用を除外することに次の懸念がある。

容器入りの物品等について勾配規定の適用を除外してしまうと、敷地境界においても相当な高さで物品を積み上げることが可能となり、住宅が隣接している場合に、住民が圧迫感や火災などへの不安を感じたり、堅牢な囲いと比べて災害時の崩落リスクが高くなる可能性もあることから、敷地境界からは勾配規定を設けるなどの対策が必要である。

（千葉県では条例規制対象外事業場において苦情事例あり）

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑥ 油水分離装置の設置等（汚水流出防止・地下浸透防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 保管等の際に、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合には、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設、汚水の流出を防止するため、油水分離装置や排水溝の設置を規定してはどうか。
- なお、多くの条例で有害使用済機器と同様の基準を定めている。



- 千葉県として油水分離装置や排水溝の設置を規定することが必要と考える。

千葉県条例では、油水分離槽等の設置に加え、プラスチック等の洗浄・ペレット加工を行う事業者等を念頭に、洗浄に伴う汚水の循環利用等に関する基準も定めている。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑥ 油水分離装置の設置等（汚水流出防止・地下浸透防止）

【千葉県条例】

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

第9条第2号ハ 特定再生資源に用いられ、又は付着している油が保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われているとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

第11条第4号 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

審査基準 第2 3（3）底面の不浸透措置の基準

条例第9条第2号ハの「保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われている」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 油を含む汚水の地下浸透を防止するため、床面をコンクリート敷設することその他鋼板との併用等によってこれと同等以上の効果を有する舗装の措置が講じられていること。

イ 保管物の自重、積み上げる作業の用に供する機械及び出入りする運搬車両の荷重等により、破損等を生じないものとする。

ウ 底面には、油を含む汚水が自然に排水溝に集水されるよう適切な傾斜（排水勾配）を設けること。

エ 書類及び図面によって、底面の形状、構造、材質等を明らかにし、当該底面が油を含む汚水の地下浸透を生じさせるおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に破損等により油を含む汚水が地下に浸透するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

審査基準 第2 3（4）油水分離装置等の設置の基準

条例第9条第2項ハの「油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられている」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 不浸透性の材料で覆われた底面の上を流れる油を含む汚水が保管等の場所から流出しないように、底面に設けた傾斜（排水勾配）に合わせて、保管等の場所の周りに排水溝を設置すること。

イ 排水溝によって集水した油を含む汚水から油を分離し、回収するため、排水溝と接続する適当な場所に油水分離装置を設置すること。

ウ 油水分離装置及び排水溝は、流入する油を含む汚水を処理することのできる十分な容量のものを設置すること。このとき、油を含む汚水の量だけでなく、流入する雨水等の量も勘案すること。

エ 書類及び図面によって、油水分離装置及び排水溝の形状、構造、材質等を明らかにし、当該油水分離装置及び排水溝が油を含む汚水を保管等の場所から流出させるおそれがないものであることを十分に示すこと。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑥ 油水分離装置の設置等（汚水流出防止・地下浸透防止）

【千葉県条例】

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

審査基準 第2 2（3）汚水対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を定めていること。

ア 保管等の場所ごとに、当該保管等の場所において行う保管又は破砕等の作業その他の工程による汚水の発生の有無を示したもの

イ 汚水の回収及び処理の方法（汚水を事業場外に放流せず循環利用する方法、汚水を処理し事業場外に放流する方法その他の汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な方法に限る。）

ウ 条例第11条第4号の「必要な措置」として、次に掲げる措置を講じることを定めていること。

（ア）汚水を処理し事業場外に放流する場合にあっては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他放流によって生活環境の保全上の支障を生じないものとするために必要な対策を講じること。

（イ）汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑥ 油水分離装置の設置等（汚水流出防止・地下浸透防止）

【廃棄物処理法】

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

施行令第16条の3第1号ロ（3）

有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑦ 生活環境保全（騒音・振動防止／公衆衛生対策）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 保管等の際に、物品の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積込み、選別時の重機稼働、処理施設の稼働等による騒音・振動を防止するため、生活環境保全上の悪影響を及ぼさない措置等を規定してはどうか。



- 千葉県として生活環境保全上の悪影響を及ぼさない措置等を規定することが必要と考える。
千葉県では、条例の規定に加え審査基準等により示すことで運用している。特に、早朝及び夜間における騒音又は振動を発生させる行為を制限することを審査基準に具体的に示している。
（県に寄せられる苦情としては、早朝や深夜の作業騒音によるものが一定割合を占める）

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑦ 生活環境保全（騒音・振動防止／公衆衛生対策）

【千葉県条例】

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

第11条第5号 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

審査基準 第22

（5）騒音・振動対策に関する基準（条例第11条第5号）

事業計画において、保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように、条例第11条第5号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

ア 早朝及び夜間において、特定再生資源の搬出入及び積卸し、保管及び破砕等の作業その他の騒音又は振動を発生する行為を制限すること。

イ 騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

【廃棄物処理法】

施行令第16条の3第1号

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑦ 生活環境保全（騒音・振動防止／公衆衛生対策）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 事業場内を衛生的に管理し、ねずみ、害虫等が発生しないようにする措置等を規定してはどうか。



- 千葉県条例では、**悪臭対策に関する基準を規定**しており、**ねずみ、害虫等の発生防止措置等は規定していないが**、特に問題なく運用している。

【千葉県条例】

審査基準 第2 2（4）悪臭対策に関する基準（条例第1 1条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた悪臭が発散しないように、条例第1 1条第4号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、悪臭の発散の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うことを定めていること。

【廃棄物処理法】

施行令第1 6条の3第1号

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑧ 区分保管・保管面積の制限（火災・延焼防止）

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

- 保管等の際に、金属スクラップとプラスチックスクラップが混在し、電池等の発火のおそれがある物品の混入が排除できない場合、火災発生源となる物品への衝撃等に起因する火災と延焼を防止するため、区分保管、保管面積の制限等の措置を規定してはどうか。
- 例えば、金属スクラップのみ／プラスチックスクラップのみの単一素材の物品を保管する場合には区分保管、保管面積の制限等を設ける必要はないのではないか。



- 千葉県として区分保管、保管面積の制限等への措置の規定必要であると考えるが、次の懸念がある。

千葉県条例では、「他の物と区分して保管すること」を直接規定する条文は設けていないが、保管の場所ごとに保管する特定再生資源の区分（金属、プラスチック類、雑品）を申請書に記載させることで区分保管を遵守させている。

なお、千葉県では火災防止の観点から、雑品スクラップについてのみ200㎡以下の単位保管面積の制限を設けており、プラスチックスクラップのみの単一素材の物品については、保管面積や高さの上限は設けていない（崩落等防止の面からの、角度と囲い高さに関する規定のみ）

一方で、事業場内ではガス溶断設備を用いた作業が行われることがあり、火災等の原因になりうると考えられる。千葉県条例では、破碎等の作業を行う場所についても定めさせるとともに、その環境保全対策を明確にさせており、改正法においても再生の作業を行う場所について定めさせるとともに、環境保全対策を明確にすべきではないか。

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑧ 区分保管・保管面積の制限（火災・延焼防止）

【千葉県条例】

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

第11条第2号 特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

審査基準2 条例第9条第1号関係（特定再生資源屋外保管業の計画の基準）

（1）保管物の高さに関する基準（条例第11条第2号）

特定再生資源屋外保管業の計画（以下「事業計画」という。）において、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第2号に規定する保管物の高さを遵守して保管をすることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別。

施行規則第5条第3号

条例第八条第二項第四号の規則で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 金属スクラップ（保管をする特定再生資源が金属のみの場合をいう。以下同じ。）
- 二 プラスチック類（保管をする特定再生資源がプラスチックのみの場合をいう。以下同じ。）
- 三 雑品スクラップ（保管をする特定再生資源が金属スクラップ又はプラスチック類以外の場合をいう。以下同じ。）

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑧ 区分保管・保管面積の制限（火災・延焼防止）

【千葉県条例】

（↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」）

第11条第3号 特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため規則で定める措置を講ずること。

施行規則

（火災の発生又は延焼防止のための措置）

第七条 条例第十一条第三号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- 一 保管物（第五条第三項に規定する特定再生資源の区分が雑品スクラップに該当する場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 二 保管物の一の保管の単位的面積を二百平方メートル以下とすること。
- 三 隣接する保管物の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の上に仕切りが設けられている場合を除く。）。
- 四 その他知事が必要と認める措置

【廃棄物処理法】

施行規則第13条の8 令第16条の3第1号ニの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
- 二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 三 有害使用済機器の一の保管の単位的面積を二百平方メートル以下とすること。
- 四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の上に仕切りが設けられている場合を除く。）。
- 五 その他必要な措置

（↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」）

⑨ 帳簿の記載事項・運用

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 事業場における物品の受入元・搬出先の把握や適正な管理を促すため、受入・搬出に係る情報を規定してはどうか。
- なお、多くの条例で有害使用済機器と同様の内容を定めている。



- 千葉県として帳簿の記載事項に受入・搬出に係る情報を規定することは必要と考える。
千葉県条例では、保管に関する記載は求めているが、再生（条例では破砕等）に関する記載は求めていない。

- 許可の更新期間の基本を5年としていることから、許可の有効期間の帳簿管理を担保するため、毎月末までに記載終了、1年ごとの閉鎖、5年間保存を規定してはどうか。
- 多くの条例で有害使用済機器と同様の内容を定めている。



- 千葉県条例では帳簿（条例では台帳）は3年保存と規定としているが、法の更新期間が5年であれば5年保存が望ましいと考える。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

⑨ 帳簿の記載事項・運用

【千葉県条例】

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

第15条第1項 特定再生資源屋外保管業者は、特定再生資源屋外保管業について、規則で定めるところにより、特定再生資源屋外保管事業場ごとに、特定再生資源の取引の年月日及び相手方、取引した特定再生資源の種類その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

第2項 特定再生資源屋外保管業者は、規則で定めるところにより、前項に規定する台帳を同項の規定による閉鎖後三年間保存しなければならない。

施行規則

第12条 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 特定再生資源屋外保管業の許可の年月日及び許可番号
- 二 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称
- 三 特定再生資源の取引の年月日
- 四 特定再生資源の取引の相手方の氏名又は名称
- 五 取引した特定再生資源の種類
- 六 取引した特定再生資源（当該特定再生資源と一体的に取引した物品を含む。）の数量
- 七 その他知事が定める事項

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

⑨ 帳簿の記載事項・運用

【廃棄物処理法】

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

施行規則第13条の12

1 有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

保管	一 受入年月日 二 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 三 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	一 処分又は再生年月日 二 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 三 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。

- 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
- 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

⑩ 適用除外となる面積要件

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 適用除外となる事業者の保管や再生の用に供する事業場の面積は、使用済金属・プラスチック物品の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる「100㎡を超えない面積」としてはどうか。
- 多くの条例で有害使用済機器と同様の内容を定めている。



○ 千葉県条例では、適用除外となる面積要件は設けていない。

千葉県条例では面積要件を規定していないが、100平方メートル以下の事業場は現時点で把握していない。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

⑪ 鉛蓄電池の保管・再生基準

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 使用済金属・プラスチック物品に該当する鉛蓄電池についても、本技術指針と同様の基準により保管・再生を行うこととしてはどうか。
- 最新の知見を踏まえ、追加・変更すべき事項はあるか。



- 千葉県として鉛蓄電池についても、本技術指針と同様の基準により保管・再生を行うことが必要と考える。

千葉県条例では鉛蓄電池について、雑品スクラップとして保管基準を規定している。鉛蓄電池等については特に、汚水の飛散流出防止対策として、底面を不浸透性の材料とするとともにシートで覆うなど雨水対策をとらせている。

また、鉛蓄電池を解体する等再生（県条例では破砕等）を行う場合には、「使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針」に従って行うよう指導している。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

⑫ 使用済家電4品目の保管・再生基準

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

- 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の特定家庭用機器（家電4品目）に含まれている油や鉛、水銀、ヒ素、アンチモンの溶出防止に加えて、エアコン等の冷媒に当たるフロン^{（色）}の適切な回収などの措置を規定してはどうか。



- 千葉県としては、フロン回収等に関する規定を設けることについて以下の懸念がある。

「フロンの適切な回収」等は進めるべきではあるが、ヤード事業者が行う余地があるのか。業務用であれば、第1種充填回収業者の登録制度があり、家庭用は家電リサイクル法の下で指定法人等により取り扱われるべきではないか。逆に、他法令の抜け道となりうるので金属スクラップヤードで扱わない方がよいと考える。（家電4品目ほかフロン未回収の物品を扱わないという規制を設けるのであれば理解できる。）

- 有害使用済機器である家電4品目の再生等の方法（環境省告示第10号※）に準じた措置としてどうか。



- 千葉県として、有害使用済機器を取り扱うのであれば、環境省告示第10号に準じた措置とすることが必要と考える（取り扱うかどうかは、前項のとおり、検討が必要と考える）。

有害使用済機器について、県条例では規制対象外となっている。千葉県では廃掃法の指導において、有害使用済機器の屋外保管は認めていない（屋外で保管されているものは廃棄物として処理を指導）^{（色）}

⑬ 今後明確化すべき技術的事項

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

1. 「完成品の製造工程」、「再生原料」について

- 第2回検討会で示す予定の「完成品の製造工程」、「再生原料」について、現場の実情及び不適正な事業者を是正するため特に重要な措置



- 千葉県条例では、「自ら原材料として使用するために保管するもの」については、規制対象外としており、特に問題なく運用している。

「自ら原材料として使用するために保管するもの」については、

- ①収集した特定再生資源を自ら使用すること
- ②使用に付随する一時的な保管であること
- ③それ以外のものの保管をしていないこと

上記3要件を総合的に勘案し、事業の実態に照らして判断している。

なお、使用済金属・プラスチック物品（千葉県条例では特定再生資源）に該当するか否かは、保管にあたりぞんざいに扱われるか否かを考慮にいれている。（条例制定のきっかけとして保管物がぞんざいに扱われることによる県民の安全及び生活環境保全上への支障が生じていたことによる）

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

⑬ 今後明確化すべき技術的事項

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

2. その他、明確化すべき事項や考え方



①住民説明について

千葉県として、住民説明の機会を設けることの重要性を述べたい。

千葉県条例では、金属スクラップヤード等の周辺住民の不安・不信の解消のため、許可申請書提出前に、事業概要などについて説明会の開催等により周辺住民に周知することを義務付けており、不安・不信の解消に一定の効果があったことが認められている。

国民の金属スクラップヤード等に対する不安・不信感などを解消し、国民の生活の安全の確保、生活環境保全上の支障の防止を図るため、事業開始前に説明会の開催等を行う仕組みを設けるべきと考える。

②再生基準について

第1回検討会では再生基準や再生の定義について、具体的には示されていないが、今後どの段階で示されるのか。再生基準についても保管基準と同様にヒアリングを行うのか。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)